２００８年7月２９日

各位

株式会社アイイーインスティテュート

ニンテンドーＤＳ用機器に対する法的措置について

このたび、株式会社アイイーインスティテュート（本社：東京都練馬区、代表取締役：西澤 幹雄）は、ニンテンドーＤＳ（ニンテンドーＤＳＬｉｔｅを含む）で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社及びその他のソフトメーカー５３社と共に、「Ｒ４ Ｒｅｖｏｌｕｔｉｏｎ ｆｏｒ ＤＳ」に代表される機器（いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器）に対し、不正競争防止法に基づいて、輸入・販売行為の差止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴いたしましたのでお知らせします。

これらの機器により、インターネット上の違法アップロードサイト等から入手した本来ニンテンドーＤＳ上では起動しないはずのゲーム・プログラムの複製物が、起動可能となるため，当該機器の輸入・販売等の行為により、当社およびソフトメーカー各社は極めて大きな損害を被っており、到底見過ごすことのできないものです。

当社およびソフトメーカー各社は、このような機器が市場に蔓延することにより、コンピュータゲーム産業全体の健全な育成・発展が阻害されると判断し、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器に対して、継続して断固たる法的措置を講じる所存です。

以上

本件に関する問い合わせ先：
株式会社アイイーインスティテュート　経営未来室
電話番号：０３－５９２３－６７２１